

半 期 報 告 書

(第 22 期中)

自 平成18年 6 月 1 日
至 平成18年11月30日

日本オラクル株式会社

東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号

(941-300)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
3. 関係会社の状況	2
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1. 業績等の概要	3
2. 生産、受注及び販売の状況	5
3. 対処すべき課題	6
4. 経営上の重要な契約等	7
5. 研究開発活動	7
第3 設備の状況	8
1. 主要な設備の状況	8
2. 設備の新設、除却等の計画	8
第4 提出会社の状況	9
1. 株式等の状況	9
(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 発行済株式総数、資本金等の状況	19
(4) 大株主の状況	20
(5) 議決権の状況	21
2. 株価の推移	21
3. 役員の状況	21
第5 経理の状況	22
中間財務諸表等	23
(1) 中間財務諸表	23
(2) その他	43
第6 提出会社の参考情報	44
第二部 提出会社の保証会社等の情報	45

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年2月22日
【中間会計期間】	第22期中（自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日）
【会社名】	日本オラクル株式会社
【英訳名】	ORACLE CORPORATION JAPAN
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 新宅 正明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03（5213）6666
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 最高財務責任者 松岡 繁
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03（5213）6666
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 最高財務責任者 松岡 繁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第20期中	第21期中	第22期中	第20期	第21期
会計期間	自平成16年 6月1日 至平成16年 11月30日	自平成17年 6月1日 至平成17年 11月30日	自平成18年 6月1日 至平成18年 11月30日	自平成16年 6月1日 至平成17年 5月31日	自平成17年 6月1日 至平成18年 5月31日
売上高（百万円）	37,991	41,375	45,785	83,209	91,564
経常利益（百万円）	11,839	13,644	15,809	28,797	32,206
中間（当期）純利益（百万円）	7,001	8,045	9,822	16,989	18,988
持分法を適用した場合の投資利益 （百万円）	—	—	—	—	—
資本金（百万円）	22,131	22,131	22,177	22,131	22,144
発行済株式総数（株）	128,194,662	128,194,662	127,033,571	128,194,662	127,016,371
純資産額（百万円）	75,086	75,394	77,160	77,468	78,714
総資産額（百万円）	107,003	105,979	105,469	107,049	110,917
1株当たり純資産額（円）	591.36	593.67	607.41	609.77	619.72
1株当たり中間（当期）純利益金額 （円）	55.15	63.35	77.33	133.51	149.51
潜在株式調整後1株当たり中間（当 期）純利益金額（円）	55.10	63.32	77.28	133.40	149.40
1株当たり配当額 （円）	60	60	64	140	150
自己資本比率（％）	70.2	71.1	73.2	72.4	71.0
営業活動によるキャッシュ・フロ ー（百万円）	5,622	11,974	8,753	16,006	22,216
投資活動によるキャッシュ・フロ ー（百万円）	△2,161	1,412	△795	△2,747	△8,067
財務活動によるキャッシュ・フロ ー（百万円）	△11,359	△10,109	△11,366	△18,945	△17,666
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高（百万円）	19,670	25,160	14,956	21,883	18,364
従業員数（人）	1,464	1,502	1,602	1,481	1,530

（注） 1. 当社は中間連結財務諸表は作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間における、各部門に係る主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動は、概ね次のとおりであります。

〔ソフトウェア関連〕

＜データベース・テクノロジー＞

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

＜ビジネス・アプリケーション＞

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

＜アップデート&プロダクト・サポート＞

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

〔サービス〕

＜アドバンスト・サポート＞

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

＜エデュケーションサービス＞

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

＜コンサルティングサービス＞

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成18年11月30日現在

従業員数（人）	1,602
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向社員（8人）を含まず、また、他社からの出向受入者（16人）、嘱託社員（2人）を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しています。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、企業収益の改善に伴う設備投資の増加や、それに支えられた生産の増加などが見られ、引き続き景気は回復基調が続きました。

当社はこのような経営環境の中、更なる成長を実現する為に、事業組織の専門化による営業力の強化に継続的に取り組むとともに、顧客カバレッジの拡大ならびにパートナービジネスの拡充を図ってまいりました。

平成18年6月には、日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社との製品相互供給契約に基づく協業を開始し、企業におけるバックオフィスソリューションからフロントエンドソリューションまでを網羅する強力な業務用アプリケーション製品群による事業展開を開始しました。平成18年11月には、グリッド戦略パートナー各社と共同で、企業のシステム基盤の最適化を実現する次世代のビジネス・ソリューションの構築・検証を目的とした

「Oracle GRID Center (オラクル・グリッド・センター)」を開設しました。また同月には、顧客企業およびパートナー企業の経営層を対象に、ビジネスとITの連携や、効率的なリスクマネジメントによるITガバナンスの強化等を実現する、オラクルの最新のテクノロジー製品群とソリューションを紹介するカンファレンス、

「Oracle Summit 2006」を東京ならびに大阪にて開催しました。

このような経営活動の結果、当中間会計期間の売上高は457億85百万円（前期比44億9百万円、10.7%増）と過去最高となり、経常利益は158億9百万円（前期比21億65百万円、15.9%増）となりました。なお、特別利益として前期損益修正益を9億20百万円計上しているため、中間純利益は98億22百万円（前期比17億77百万円、22.1%増）となりました。

各部門別の営業の概況は次のとおりであります。

① ソフトウェア関連

(i) データベース・テクノロジー

現在企業等においては、エンタープライズ・アーキテクチャ（注）構築の動きが広がっており、その基盤として当社のデータベース・テクノロジー製品を選定いただくケースが増えてきております。このような動きがある中で、当部門においては、データベース製品については収益基盤としての安定的なビジネス展開を続けつつ、成長基盤と位置付け注力している、フュージョン・ミドルウェア製品や、大規模システム向けのオプション製品ならびに運用管理ツール等の製品の販売が拡大しております。特にフュージョン・ミドルウェア製品については、会社法や金融商品取引法（通称：日本版SOX法）に対応するための内部統制関連の需要の高まりを受け、専任組織を設置し積極的な営業活動を実施してきたことが功を奏し、大きな成長を達成しました。

これらの結果、売上高は178億73百万円（前期比3億43百万円、2.0%増）となりました。

（注）企業等において、情報システムを構築する際に基準とする、全社統一の設計思想のことを指します。

(ii) ビジネス・アプリケーション

当部門においては、日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社との製品相互供給契約の整備に伴う相乗効果を早速発揮し、中心となる当社のビジネス・アプリケーション製品の売上が大きく成長していることに加え、新たに加わった日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社の製品群の販売も順調に立ち上りました。

これらの結果、売上高は22億41百万円（前期比13億94百万円、164.6%増）と大幅に伸びました。

(iii) アップデート&プロダクト・サポート

当部門においては、ソフトウェアプロダクトの販売が増加していることに加え、顧客企業の情報インフラの安定稼働に対する要求が引き続き高く、高いサポート契約率ならびに更新率を維持しております。

これらの結果、当部門の売上高は206億52百万円（前期比18億99百万円、10.1%増）と堅調に推移しました。

以上により、データベース・テクノロジー部門とビジネス・アプリケーション部門を合計したソフトウェアプロダクト売上に、関連するアップデート&プロダクト・サポート部門の売上を加えたソフトウェア関連部門の売上高は407億67百万円（前期比36億36百万円、9.8%増）となりました。

② サービス

(i) アドバンスド・サポート

当部門においては、平成16年5月期よりサービスを開始した「Oracle On Demand」が順調な成長を続けており、また、ミッション・クリティカルなシステムを運用する顧客にとって必要な、より高いレベルのサポートを提供するサービスである「Advanced Customer Services」の需要も高まっております。

これらの結果、売上高は6億76百万円（前期比1億80百万円、36.6%増）と急拡大しました。

(ii) エデュケーションサービス

当部門においては、ソフトウェアプロダクトの販売が堅調なこと、また新しい製品やソリューションに対応するための技術者育成に対する旺盛な研修需要が続いていることから、パートナー企業や顧客企業に対する研修サービスの提供が拡大を続けております。

これらの結果、売上高は10億44百万円（前期比69百万円、7.1%増）となりました。

(iii) コンサルティングサービス

当部門においては、テクノロジーコンサルティング分野の顧客基幹システムへの新製品導入サービスと、システム安定稼働に向けた技術支援サービスが急速に拡大を続けています。同時に、アプリケーションコンサルティング分野では、大型業務改革プロジェクトが増加しています。また、従来からの大企業向け製品導入サービスに加えて、中堅企業向けの製品導入サービスも堅調に推移しています。

これらの結果、売上高は32億96百万円（前期比5億22百万円、18.8%増）となりました。

以上により、サービス部門の売上高は50億17百万円（前期比7億72百万円、18.2%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間においては、税引前中間純利益167億16百万円（前期比30億71百万円増）を計上しました。売上債権は32億11百万円減少し、仕入債務は33億10百万円減少しました。法人税等の支払額は77億12百万円となりました。これらの結果、営業活動により得られた資金は、87億53百万円（前期比32億21百万円減）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、7億95百万円（前期は14億12百万円の資金の流入）となりました。これは主に有価証券の取得および固定資産の取得によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、113億66百万円（前期比12億57百万円増）となりました。これは主に配当金の支払によるものです。

以上の結果、当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は前事業年度末と比べ34億8百万円減少し、149億56百万円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門	金額（百万円）	前年同期比（％）
アップデート&プロダクト・サポート	20,652	10.1
アドバンスト・サポート	676	36.6
エデュケーションサービス	1,044	7.1
コンサルティングサービス	3,296	18.8
合計	25,669	11.6

(注) 1. 金額は販売価額によっております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社の生産業務の内容は、アップデート&プロダクト・サポート、アドバンスト・サポート、エデュケーションサービスおよびコンサルティングサービスといったサービス業務であり、個別受注生産の占める割合が僅少なため、受注状況の記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門	金額（百万円）	前年同期比（％）
ソフトウェア関連		
ソフトウェアプロダクト		
データベース・テクノロジー	17,873	2.0
ビジネス・アプリケーション	2,241	164.6
ソフトウェアプロダクト小計	20,115	9.5
アップデート&プロダクト・サポート	20,652	10.1
ソフトウェア関連計	40,767	9.8
サービス		
アドバンスト・サポート	676	36.6
エデュケーションサービス	1,044	7.1
コンサルティングサービス	3,296	18.8
サービス計	5,017	18.2
合計	45,785	10.7

(注) 1. 前中間会計期間および当中間会計期間の主な相手先に対する販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	
	金額（百万円）	割合（％）
富士通㈱	4,518	10.9
日本電気㈱	4,449	10.8
新日鉄ソリューションズ㈱	4,378	10.6

相手先	当中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	
	金額（百万円）	割合（％）
日本電気㈱	5,330	11.6
富士通㈱	4,967	10.9

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結または解約した重要な契約等はありません。

なお、以下の契約についてはオラクル・パートナー契約の一部改定にともない、契約期間を変更しております。

オラクル・パートナー契約

(旧)

相手先	契約年月日	契約期間
伊藤忠テクノサイエンス(株)	平成16年9月1日	平成16年9月1日から1年毎に更新(更新中)
新日鉄ソリューションズ(株)	平成15年9月16日	平成15年9月16日から1年毎に更新(更新中)
日本ヒューレット・パカード(株)	平成15年6月1日	平成15年6月1日から平成18年8月31日まで
日本ユニシス(株)	平成15年9月1日	平成15年9月1日から1年毎に更新(更新中)
日立電子サービス(株)	平成14年11月1日	平成14年11月1日から平成18年8月31日まで

(新)

相手先	契約年月日	契約期間
伊藤忠テクノソリューションズ(株) (注) 5	平成16年9月1日	平成16年9月1日から平成18年11月30日まで (注) 2
新日鉄ソリューションズ(株)	平成15年9月16日	平成15年9月16日から平成19年2月15日まで
日本ヒューレット・パカード(株)	平成18年11月1日	平成18年11月1日から平成19年5月31日まで、 以後1年毎に更新(注) 3
日本ユニシス(株)	平成15年9月1日	平成15年9月1日から平成18年11月30日まで (注) 2
日立電子サービス(株)	平成18年10月1日	平成18年10月1日から平成19年3月31日まで、 以後1年毎に更新(注) 4

(注) 1. 下線は変更箇所を示しております。

2. 平成18年12月1日以降、改定後のオラクル・パートナー契約を締結しております。

3. 平成18年11月1日付けで改定後のオラクル・パートナー契約を締結しております。

4. 平成18年10月1日付けで改定後のオラクル・パートナー契約を締結しております。

5. 相手先の合併に伴い、契約相手先が変更されております。

5【研究開発活動】

当社は、オラクル・コーポレーションが開発したソフトウェアプロダクトの国内市場における販売と、当該ソフトウェアプロダクトの利用を支援する各種サービスの提供を主たる業務としているため、当社独自の研究開発活動は行っておりません。

ソフトウェアプロダクトの研究開発はオラクル・コーポレーションが主体となって進められますが、当社は新製品開発の初期の段階から参画しており、オラクル・コーポレーションとの密接な協力により、日本市場に適合した商品開発に反映させております。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	511,584,909
計	511,584,909

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年2月22日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	127,033,571	127,039,671	東京証券取引所 市場第一部	—
計	127,033,571	127,039,671	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年2月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(イ) 平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成14年9月24日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(注) 1	2,727個	2,662個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	272,700株	266,200株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	3,870円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成24年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 3,870円 資本組入額 1,935円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成14年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失および権利行使した分を除いたものであります。
2. 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。なお、発行日以降に時価を下回る価額で新株発行(新株予約権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,870円は発行日（平成14年10月1日）の属する月の前月（平成14年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,870円と発行日の終値3,380円との比較により、3,870円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
 - (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
 - ① 平成16年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - ② 平成18年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
 - (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ロ) 平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分（平成15年9月24日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(注) 1	2,463個	2,425個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	246,300株	242,500株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,931円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成25年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 5,931円 資本組入額 2,966円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成15年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
- また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,931円は発行日（平成15年10月1日）の属する月の前月（平成15年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,931円と発行日の終値5,710円との比較により、5,931円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

- ① 平成17年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成19年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ハ) 平成15年8月21日定時株主総会決議による第2回分(平成16年1月9日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(注) 1	5個	5個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	500株	500株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	6,420円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成25年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 6,420円 資本組入額 3,210円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成16年1月9日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(ロ)平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成15年9月24日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、6,420円は権利付与日(平成16年1月9日)の属する月の前月(平成15年12月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,342円と権利付与日の終値6,420円との比較により、6,420円としたものであります。
3. 「(ロ)平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成15年9月24日取締役会決議)」の(注)3に同じであります。
4. 「(ロ)平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成15年9月24日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。

(ニ) 平成16年8月25日定時株主総会決議(平成16年9月28日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(注) 1	2,619個	2,589個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	261,900株	258,900株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,583円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から 平成26年8月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,583円 資本組入額 2,792円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成16年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2. 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
- また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,583円は発行日（平成16年10月1日）の属する月の前月（平成16年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,583円と発行日の終値5,500円との比較により、5,583円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成18年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成20年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ホ) 平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分（平成17年9月28日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(注) 1	2,943個	2,860個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	294,300株	286,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成27年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 5,000円 資本組入額 2,500円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成17年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
- また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,000円は発行日の属する月の前月（平成17年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,840円と発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日、すなわち平成17年9月30日）の終値5,000円との比較により、5,000円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
 - (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
 - ① 平成19年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - ② 平成21年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
 - (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(へ) 平成17年8月24日定時株主総会決議による第2回分(平成18年3月23日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(注)1	30個	30個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	3,000株	3,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,760円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成27年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 5,760円 資本組入額 2,880円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年3月23日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(ホ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額5,760円は発行日(平成18年3月23日)の属する月の前月(平成18年2月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,659円と発行日の終値5,760円との比較により、5,760円としたものであります。
3. 「(ホ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)3に同じであります。
4. 「(ホ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。

(ト) 平成18年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行（平成18年12月21日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(注) 1	—	2,829個
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	—	282,900株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	—	5,490円
新株予約権の行使期間	—	平成20年12月25日から 平成28年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(注) 5	—	発行価格 7,222円 資本組入額 3,611円
新株予約権の行使の条件	—	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	(注) 4
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年12月21日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
- また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,490円は発行日（平成18年12月25日）の属する月の前月（平成18年11月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,419円と発行日の終値5,490円との比較により、5,490円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成20年12月25日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成22年12月25日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額5,490円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,732円を合算しております。

(チ) 平成18年8月29日定時株主総会決議による取締役に対する新株予約権の発行（平成18年12月21日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(注) 1	—	280個
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	—	28,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	—	5,610円
新株予約権の行使期間	—	平成21年1月9日から 平成28年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(注) 5	—	発行価格 7,392円 資本組入額 3,696円
新株予約権の行使の条件	—	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	(注) 4
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年12月21日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(ト)平成18年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成18年12月21日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額5,610円は発行日(平成19年1月9日)の属する月の前月(平成18年12月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,587円と発行日の終値5,610円との比較により、5,610円としたものであります。
3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成21年1月9日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成23年1月9日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 「(ト)平成18年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成18年12月21日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、新株予約権の払込金額1,782円と新株予約権の行使時の払込金額5,610円を合算しております。なお、新株予約権の払込金額1,782円については、報酬債権の対当額をもって相殺されます。

② 新株引受権

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権方式によるストックオプションについては次のとおりであります。

(イ) 平成11年8月25日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	270,000株	267,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	11,132円	同左
新株予約権の行使期間	平成13年10月1日から 平成21年8月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 11,132円 資本組入額 5,566円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成11年8月25日開催の第14回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。
2. 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格の平均値による金額または権利付与日(ただし、取引が成立しない場合は、直近の取引成立日)の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,132円は、権利付与日(平成11年10月1日)の属する月の前月(平成11年9月)の各日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格の平均値による金額15,365円と、権利付与日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格16,700円との比較により決定された発行価額16,700円を、平成12年4月28日付の有償一般募集による新株の発行価額が時価を下回ったことによる調整を行い、さらに平成12年7月19日付にて実施した株式分割(1株:1.5株)の比率で調整した金額であります。

3. (1) 権利を付与された者(以下、「権利者」という)は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と権利者との間で締結する新株引受権付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 権利付与日の2年後の応当日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。ただし、単位株未満の端数が生じた場合は、②に繰り越すものとする。
- ② 権利付与日の4年後の応当日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ロ) 平成12年8月24日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	211,700株	209,500株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	28,205円	同左
新株予約権の行使期間	平成14年10月1日から 平成22年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 28,205円 資本組入額 14,103円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成12年8月24日開催の第15回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。
2. 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行(転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

28,205円は権利付与日(平成12年10月1日)の属する月の前月(平成12年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値28,205円と権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近の取引日、すなわち平成12年9月29日)の終値24,880円との比較により、28,205円としたものであります。

3. (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成14年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成16年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ハ) 平成13年8月23日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	289,600株	285,600株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	11,780円	同左
新株予約権の行使期間	平成15年10月1日から 平成23年8月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 11,780円 資本組入額 5,890円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成13年8月23日開催の第16回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。
2. 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行(転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,780円は権利付与日(平成13年10月1日)の属する月の前月(平成13年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値9,844円と権利付与日の終値11,780円との比較により、11,780円としたものであります。

3. (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成15年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - ② 平成17年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年6月1日～ 平成18年11月30日 (注) 1	17,200	127,033,571	33	22,177	33	33,615

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成18年12月1日から平成19年1月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が6千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ11百万円増加しております。

(4) 【大株主の状況】

平成18年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
オラクル・ジャパン・ホールディング・ インク (常任代理人 日興コーディアル証券株 式会社)	500 Oracle Parkway, Redwood Shores, California, U.S.A. (東京都千代田区丸の内3-3-1)	94,967	74.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社	東京都中央区晴海1-8-11	5,519	4.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	2,063	1.6
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12	1,008	0.8
指定単受託者三井アセット信託銀行株式 会社1口 (常任代理人 日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社)	東京都港区芝3-23-1 (東京都中央区晴海1-8-11)	1,002	0.8
ジェーピーモルガンチエースシーアール イーエフジヤスデツクレンディングアカ ウント (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行)	730 Third Avenue, New York, U.S.A. (東京都千代田区丸の内2-7-1)	906	0.7
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2-2-2	470	0.4
ジブラルタ生命保険株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社)	東京都千代田区永田町2-13-10 (東京都中央区晴海1-8-11)	410	0.3
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	393	0.3
日本オラクル社員持株会	東京都千代田区紀尾井町4-1	211	0.2
計	—	106,953	84.2

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式は、以下のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	5,384千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,023千株
資産管理サービス信託銀行株式会社	1,008千株
指定単受託者三井アセット信託銀行株式会社1口	1,002千株
野村信託銀行株式会社	470千株
三菱UFJ信託銀行株式会社	393千株

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成18年11月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 800	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 126,306,000	1,263,060	—
単元未満株式	普通株式 726,771	—	—
発行済株式総数	127,033,571	—	—
総株主の議決権	—	1,263,060	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,600株(議決権の数46個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成18年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
日本オラクル株式会社	東京都千代田区 紀尾井町4-1	800	—	800	0.00
計	—	800	—	800	0.00

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高 (円)	5,470	5,480	5,390	5,290	5,560	5,540
最低 (円)	4,620	4,800	4,970	4,790	5,020	5,170

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成18年6月1日から平成18年11月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）及び当中間会計期間（平成18年6月1日から平成18年11月30日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高からみて、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.5%
売上高基準	0.7%
利益基準	0.2%
利益剰余金基準	0.1%

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年11月30日)		当中間会計期間末 (平成18年11月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年5月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		21,036		14,956		15,864	
2. 受取手形		—		2		4	
3. 売掛金		10,849		11,658		14,867	
4. 有価証券		64,990		63,104		65,001	
5. たな卸資産		5		3		6	
6. 繰延税金資産		1,526		1,572		1,662	
7. その他		2,514		1,552		942	
8. 貸倒引当金		△0		△0		△0	
流動資産合計		100,922	95.2	92,850	88.0	98,349	88.7
II 固定資産	※						
1. 有形固定資産							
(1) 建物付属設備		441		417		414	
(2) 器具及び備品		654		647		596	
(3) 建設仮勘定		—		7,833		7,816	
有形固定資産合計		1,096		8,899		8,828	
2. 無形固定資産		17		11		13	
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		835		617		631	
(2) 関係会社株式		33		29		29	
(3) 繰延税金資産		377		370		385	
(4) 差入保証金		2,655		2,657		2,652	
(5) その他		50		43		37	
(6) 貸倒引当金		△9		△9		△9	
投資その他の資産合計		3,943		3,708		3,726	
固定資産合計		5,057	4.8	12,619	12.0	12,567	11.3
資産合計		105,979	100.0	105,469	100.0	110,917	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年11月30日)		当中間会計期間末 (平成18年11月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年5月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I	流動負債						
1.	買掛金	7,381		3,407		6,717	
2.	未払金	3,765		3,004		2,776	
3.	未払法人税等	5,594		6,567		7,450	
4.	未払消費税等	499		780		695	
5.	前受金	11,855		12,799		12,502	
6.	賞与引当金	934		1,080		1,449	
7.	役員賞与引当金	42		47		99	
8.	その他	512		621		511	
	流動負債合計		30,585 28.9		28,309 26.8		32,203 29.0
	負債合計		30,585 28.9		28,309 26.8		32,203 29.0
(資本の部)							
I	資本金		22,131 20.9		— —		— —
II	資本剰余金						
	資本準備金	33,569		—		—	
	資本剰余金合計		33,569 31.7		— —		— —
III	利益剰余金						
1.	利益準備金	3,212		—		—	
2.	任意積立金	64		—		—	
3.	中間未処分利益	21,647		—		—	
	利益剰余金合計		24,924 23.5		— —		— —
IV	その他有価証券評価 差額金	201	0.2	—	—	—	—
V	自己株式	△5,432	△5.2	—	—	—	—
	資本合計		75,394 71.1		— —		— —
	負債資本合計		105,979 100.0		— —		— —

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年11月30日)		当中間会計期間末 (平成18年11月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年5月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		—	—	22,177	21.0	22,144	20.0
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		—	—	33,615	—	33,582	—
(2) その他資本剰余金		—	—	0	—	—	—
資本剰余金合計		—	—	33,615	31.9	33,582	30.3
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		—	—	3,212	—	3,212	—
(2) その他利益剰余金							
特別償却準備金		—	—	21	—	34	—
繰越利益剰余金		—	—	18,018	—	19,614	—
利益剰余金合計		—	—	21,252	20.2	22,861	20.6
4. 自己株式		—	—	△4	△0.0	△1	△0.0
株主資本合計		—	—	77,041	73.1	78,586	70.9
II 評価・換算差額等							
その他有価証券評価 差額金		—	—	118	0.1	127	0.1
評価・換算差額等合 計		—	—	118	0.1	127	0.1
純資産合計		—	—	77,160	73.2	78,714	71.0
負債純資産合計		—	—	105,469	100.0	110,917	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)		当中間会計期間 (自平成18年6月1日 至平成18年11月30日)		前事業年度 の要約損益計算書 (自平成17年6月1日 至平成18年5月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
I 売上高		41,375	100.0	45,785	100.0	91,564	100.0
II 売上原価		16,663	40.3	18,339	40.1	37,010	40.4
売上総利益		24,712	59.7	27,445	59.9	54,553	59.6
III 販売費及び一般管理 費		11,133	26.9	11,805	25.7	22,427	24.5
営業利益		13,579	32.8	15,639	34.2	32,126	35.1
IV 営業外収益	※1	72	0.2	176	0.3	96	0.1
V 営業外費用		8	0.0	5	0.0	15	0.0
経常利益		13,644	33.0	15,809	34.5	32,206	35.2
VI 特別利益	※2	0	0.0	920	2.0	92	0.1
VII 特別損失	※3	—	—	13	0.0	95	0.1
税引前中間 (当期) 純利益		13,645	33.0	16,716	36.5	32,203	35.2
法人税、住民税及び 事業税		5,475		6,774		13,184	
法人税等調整額		124	5,599	119	6,893	30	13,215
中間 (当期) 純利益		8,045	19.4	9,822	21.5	18,988	20.7
前期繰越利益		13,611		—		—	
自己株式処分差損		9		—		—	
中間 (当期) 未処分 利益		21,647		—		—	

③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自平成18年6月1日 至平成18年11月30日）

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 特別償却準備金	繰越利益剰余金				
平成18年5月31日 残高 (百万円)	22,144	33,582	—	3,212	34	19,614	22,861	△1	78,586	
中間会計期間中の変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	33	33							66	
剰余金の配当						△11,431	△11,431		△11,431	
特別償却準備金の取崩し					△13	13	—		—	
中間純利益						9,822	9,822		9,822	
自己株式の取得								△3	△3	
自己株式の処分			0					0	0	
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純 額）										
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	33	33	0	—	△13	△1,595	△1,608	△2	△1,545	
平成18年11月30日 残高 (百万円)	22,177	33,615	0	3,212	21	18,018	21,252	△4	77,041	

	評価・換 算差額等	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	
平成18年5月31日 残高 (百万円)	127	78,714
中間会計期間中の変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)		66
剰余金の配当		△11,431
特別償却準備金の取崩し		—
中間純利益		9,822
自己株式の取得		△3
自己株式の処分		0
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純 額）	△8	△8
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△8	△1,553
平成18年11月30日 残高 (百万円)	118	77,160

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成17年6月1日 至平成18年5月31日）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				特別償却準備金	繰越利益剰余金			
平成17年5月31日 残高 (百万円)	22,131	33,569	3,212	94	23,778	27,085	△5,493	77,292
当期中の変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	13	13						26
剰余金の配当					△17,778	△17,778		△17,778
特別償却準備金の取崩し				△59	59	—		—
前期利益処分による役員賞与					△38	△38		△38
当期純利益					18,988	18,988		18,988
自己株式の取得							△18	△18
自己株式の処分					△19	△19	134	115
自己株式の消却					△5,376	△5,376	5,376	—
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）								
当期中の変動額合計（百万円）	13	13	—	△59	△4,164	△4,224	5,492	1,294
平成18年5月31日 残高 (百万円)	22,144	33,582	3,212	34	19,614	22,861	△1	78,586

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成17年5月31日 残高 (百万円)	176	77,468
当期中の変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)		26
剰余金の配当		△17,778
特別償却準備金の取崩し		—
前期利益処分による役員賞与		△38
当期純利益		18,988
自己株式の取得		△18
自己株式の処分		115
自己株式の消却		—
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）	△48	△48
当期中の変動額合計（百万円）	△48	1,245
平成18年5月31日 残高 (百万円)	127	78,714

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自平成18年6月1日 至平成18年11月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー 計算書 (自平成17年6月1日 至平成18年5月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間(当期)純利益		13,645	16,716	32,203
減価償却費		208	191	411
貸倒引当金の増減額(減少:△)		△19	0	△19
賞与引当金の増減額(減少:△)		△269	△368	245
役員賞与引当金の増減額(減少:△)		42	△51	99
受取利息及び受取配当金		△10	△75	△28
支払利息		0	—	0
投資有価証券評価損		—	—	78
投資有価証券売却益		△0	—	△0
関係会社株式売却益		—	—	△91
固定資産除売却損		3	0	7
売上債権の増減額(増加:△)		4,011	3,211	△10
たな卸資産の増減額(増加:△)		2	2	1
未収入金の増減額(増加:△)		△1,223	△607	194
その他流動資産の増減額(増加:△)		△168	△27	6
仕入債務の増減額(減少:△)		△1,168	△3,310	△1,832
未払金の増減額(減少:△)		1,095	188	99
未払消費税等の増減額(減少:△)		△148	85	47
前受金の増減額(減少:△)		1,655	296	2,302
その他流動負債の増減額(減少:△)		288	155	294
その他		△32	△5	△18
小計		17,909	16,402	33,989
利息及び配当金の受取額		3	63	25
利息の支払額		△0	—	△0
法人税等の支払額		△5,938	△7,712	△11,798
営業活動によるキャッシュ・フロー		11,974	8,753	22,216

		前中間会計期間 (自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自平成18年6月1日 至平成18年11月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー 計算書 (自平成17年6月1日 至平成18年5月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△36,368	△49,698	△80,729
有価証券の償還による収入		38,000	49,132	80,700
有形固定資産の取得による支出		△227	△222	△8,146
無形固定資産の取得による支出		△9	—	△9
投資有価証券の売却による収入		0	—	0
関係会社株式の売却による収入		—	—	96
保証金の差入による支出		△1	△19	△2
保証金の返還による収入		17	13	22
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,412	△795	△8,067
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
株式の発行による収入		—	66	26
自己株式の取得による支出		△5	△3	△18
自己株式の売却による収入		57	0	115
配当金の支払額		△10,161	△11,430	△17,789
財務活動によるキャッシュ・フロー		△10,109	△11,366	△17,666
IV 現金及び現金同等物の増減額(減少: △)		3,277	△3,408	△3,518
V 現金及び現金同等物の期首残高		21,883	18,364	21,883
VI 現金及び現金同等物の中間期末(期 末)残高	※	25,160	14,956	18,364

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自平成18年6月1日 至平成18年11月30日)	前事業年度 (自平成17年6月1日 至平成18年5月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>② 満期保有目的の債券 償却原価法</p> <p>③ その他有価証券</p> <p>イ. 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p> <p>ロ. 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産 月別総平均法に基づく原価法によっております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 同左</p> <p>② 満期保有目的の債券 同左</p> <p>③ その他有価証券</p> <p>イ. 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p> <p>ロ. 時価のないもの 株式：移動平均法による原価法 債券：償却原価法</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 同左</p> <p>② 満期保有目的の債券 同左</p> <p>③ その他有価証券</p> <p>イ. 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p> <p>ロ. 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>① 建物付属設備 定率法</p> <p>② 器具及び備品</p> <p>イ. コンピュータハードウェア 定額法</p> <p>ロ. その他 定率法</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>① 建物付属設備 8年～15年</p> <p>② 器具及び備品</p> <p>イ. パーソナルコンピュータ 2年</p> <p>ロ. サーバー 3年</p> <p>ハ. その他 5年～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法</p> <p>なお、自社利用ソフトウェアにつきましては、社内利用可能期間（5年）に基づき償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>① 建物付属設備 同左</p> <p>② 器具及び備品</p> <p>イ. コンピュータハードウェア 同左</p> <p>ロ. その他 同左</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>① 建物付属設備 8年～15年</p> <p>② 器具及び備品</p> <p>イ. パーソナルコンピュータ 2年</p> <p>ロ. サーバー 3年</p> <p>ハ. その他 5年～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>① 建物付属設備 同左</p> <p>② 器具及び備品</p> <p>イ. コンピュータハードウェア 同左</p> <p>ロ. その他 同左</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>① 建物付属設備 8年～15年</p> <p>② 器具及び備品</p> <p>イ. パーソナルコンピュータ 2年</p> <p>ロ. サーバー 3年</p> <p>ハ. その他 5年～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自平成18年6月1日 至平成18年11月30日)	前事業年度 (自平成17年6月1日 至平成18年5月31日)
3. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3)役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払いに備えて、役員賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>	<p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 同左</p> <p>(3)役員賞与引当金 同左</p>	<p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(3)役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払いに備えて、役員賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p>
4. 収益の計上基準	<p>コンサルティングサービス売上及び一部のソフトウェアプロダクト売上について、進行基準を適用しております。</p>	同左	同左
5. 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>
6. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>(1)消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2)法人税等の会計処理の方法 当中間会計期間にかかる納付税額及び法人税等調整額の計算に当たっては、当事業年度の利益処分において予定している特別償却準備金の取崩額を課税所得に反映させております。</p>	<p>(1)消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) _____</p>	<p>(1)消費税等の処理方法 同左</p> <p>(2) _____</p>

会計処理方法の変更

前中間会計期間 (自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自平成18年6月1日 至平成18年11月30日)	前事業年度 (自平成17年6月1日 至平成18年5月31日)
<p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これにより、役員賞与については、従来、利益処分により株主総会の決議を経て未処分利益の減少として処理しておりましたが、当中間会計期間より発生時に費用処理しております。この結果、従来の方法と比べ、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ42百万円減少しております。</p>	<p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これにより、役員賞与については、従来、利益処分により株主総会の決議を経て未処分利益の減少として処理しておりましたが、当期より発生時に費用処理しております。この結果、従来の方法と比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ99百万円減少しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来資本の部の合計に相当する金額は78,714百万円であります。</p> <p>なお、財務諸表等規則の改正により、当期における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当期より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これにより、役員賞与については、従来、利益処分により株主総会の決議を経て未処分利益の減少として処理しておりましたが、当期より発生時に費用処理しております。</p> <p>この結果、従来の方法と比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ99百万円減少しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年11月30日)	当中間会計期間末 (平成18年11月30日)	前事業年度末 (平成18年5月31日)
<p>※ 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">4,387百万円</p>	<p>※ 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">4,298百万円</p>	<p>※ 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">4,447百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自平成18年6月1日 至平成18年11月30日)	前事業年度 (自平成17年6月1日 至平成18年5月31日)
※1. 営業外収益のうち主要なもの 為替差益 27百万円	※1. 営業外収益のうち主要なもの 有価証券利息 66百万円 保険配当金 55百万円	※1. 営業外収益のうち主要なもの 有価証券利息 23百万円 旅費交通費還付金 11百万円
※2. _____	※2. 特別利益のうち主要なもの 前期損益修正益 920百万円 前事業年度に係る関係会社からの請求額 の修正によるものであります。	※2. 特別利益のうち主要なもの 関係会社株式売却益 91百万円
※3. _____	※3. 特別損失のうち主要なもの 事業構造改革費用 13百万円	※3. 特別損失のうち主要なもの 投資有価証券評価損 78百万円 事業構造改革費用 16百万円
4. 減価償却実施額 有形固定資産 205百万円 無形固定資産 3百万円	4. 減価償却実施額 有形固定資産 189百万円 無形固定資産 2百万円	4. 減価償却実施額 有形固定資産 403百万円 無形固定資産 7百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成18年6月1日 至平成18年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数(千株)	当中間会計期間増 加株式数(千株)	当中間会計期間減 少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
発行済株式 普通株式(注)	127,016	17	—	127,033
自己株式 普通株式	0	0	0	0

(注) 発行済株式の増加17千株は新株予約権行使によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払金額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年8月29日 定時株主総会	普通株式	11,431	90	平成18年5月31日	平成18年8月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年12月21日 取締役会	普通株式	8,130	利益剰余金	64	平成18年11月30日	平成19年2月9日

前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1, 2	128,194	6	1,185	127,016
自己株式				
普通株式 (注) 3	1,211	3	1,214	0

- (注) 1. 発行済株式数の増加6千株は新株予約権行使によるものであります。
 2. 発行済株式数の減少1,185千株は自己株式消却にともなうものであります。
 3. 自己株式の減少のうち1,185千株は、自己株式消却によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払金額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成17年8月24日 定時株主総会	普通株式	10,158	80	平成17年5月31日	平成17年8月25日
平成17年12月22日 取締役会	普通株式	7,619	60	平成17年11月30日	平成18年2月9日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年8月29日 定時株主総会	普通株式	11,431	利益剰余金	90	平成18年5月31日	平成18年8月30日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自平成18年6月1日 至平成18年11月30日)	前事業年度 (自平成17年6月1日 至平成18年5月31日)
※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年11月30日現在) (百万円)	※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年11月30日現在) (百万円)	※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年5月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 21,036	現金及び預金勘定 14,956	現金及び預金勘定 15,864
有価証券勘定 64,990	現金及び現金同等物 14,956	有価証券勘定 65,001
取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券 △60,865		取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券 △62,501
現金及び現金同等物 25,160		現金及び現金同等物 18,364

(リース取引関係)

項目	前中間会計期間 (自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自平成18年6月1日 至平成18年11月30日)	前事業年度 (自平成17年6月1日 至平成18年5月31日)
オペレーティング・リース取引 (借主側)	未経過リース料	未経過リース料	未経過リース料
	1年内 5百万円	1年内 3百万円	1年内 4百万円
	1年超 3百万円	1年超 2百万円	1年超 1百万円
	合計 9百万円	合計 5百万円	合計 6百万円

(有価証券関係)

前中間会計期間末（平成17年11月30日現在）

有価証券

1. 子会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	—	—	—
(2) 社債	10,169	10,175	5
(3) その他	—	—	—
合 計	10,169	10,175	5

3. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	149	489	339
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合 計	149	489	339

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
コマーシャルペーパー	50,820
譲渡性預金	3,999
(2) その他有価証券	
非上場株式	346

当中間会計期間末 (平成18年11月30日現在)

有価証券

1. 子会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	149	349	199
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合 計	149	349	199

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
コマーシャルペーパー	18,369
譲渡性預金	1,999
(2) その他有価証券	
コマーシャルペーパー	42,735
非上場株式	267

前事業年度末（平成18年5月31日現在）

有価証券

1. 子会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	—	—	—
(2) 社債	6,632	6,628	△3
(3) その他	—	—	—
合 計	6,632	6,628	△3

3. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	149	364	214
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合 計	149	364	214

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
コマーシャルペーパー	53,871
譲渡性預金	4,497
(2) その他有価証券	
非上場株式	267

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
当社はデリバティブ取引を全く利用 しておりませんので該当事項はあり ません。	同左	同左

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
該当事項はありません。	同左	同左

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)		前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)	
1株当たり純資産額	593.67円	1株当たり純資産額	607.41円	1株当たり純資産額	619.72円
1株当たり中間純利益金額	63.35円	1株当たり中間純利益金額	77.33円	1株当たり当期純利益金額	149.51円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	63.32円	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	77.28円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	149.40円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益 (百万円)	8,045	9,822	18,988
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期) 純利益(百万円)	8,045	9,822	18,988
普通株式の期中平均株式数 (株)	126,990,489	127,021,468	126,998,551
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	59,609	82,324	93,777
(うち新株予約権(株))	(59,609)	(82,324)	(93,777)
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額の算定 に含めなかった潜在株式の概 要	新株予約権4種類(新株 予約権の数 8,871個) 新株引受権3種類(新株引 受権の株式の数 846,900株) これらの詳細について は、「第4 提出会社の 状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状 況」に記載のとおりであ ります。	新株予約権4種類(新株 予約権の数 5,117個) 新株引受権3種類(新株引 受権の株式の数 771,300株) これらの詳細について は、「第4 提出会社の 状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状 況」に記載のとおりであ ります。	新株予約権4種類(新株 予約権の数 5,374個) 新株引受権3種類(新株 引受権の株式の 数 804,050株) これらの詳細について は、「第4 提出会社の 状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状 況」に記載のとおりであ ります。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
該当事項はありません。	<p>1. 従業員へのストック・オプションの付与</p> <p>当社は、平成18年8月29日開催の第21期定時株主総会及び平成18年12月21日開催の取締役会において、当社従業員に対しストック・オプションとしての新株予約権を発行をすることを決議し、平成18年12月25日付で発行しております。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 発行した新株予約権の数 2,836個2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 283,600株3. 新株予約権の発行価額 無償4. 新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり 5,490円5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 発行価格 7,222円 資本組入額 3,611円6. 新株予約権の行使期間 平成20年12月25日から平成28年8月29日7. 新株予約権の行使の条件 <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引続き、その権利を行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権の割当を受けた者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。</p> <ol style="list-style-type: none">① 平成20年12月25日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。② 平成22年12月25日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。 <p>(3) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の全部または一部につき譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとする。</p> <p>(4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	該当事項はありません。

前中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
	<p>2. 取締役へのストック・オプションの付与</p> <p>当社は、平成18年8月29日開催の第21期定時株主総会及び平成18年12月21日開催の取締役会において、当社取締役に対しストック・オプションとしての新株予約権を発行をすることを決議し、平成19年1月9日付で発行しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発行した新株予約権の数 280個 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 28,000株 3. 新株予約権の発行価額 新株予約権1個当たり178,200円 (ただし、実際には、新株予約権の払込金額に割当数を乗じた金額の金銭による払込みに代えて、払込みの期日をもって、取締役会において決議された報酬等の額を本新株予約権の払込金額に割当数を乗じた金額と対当額で相殺するものとする。) 4. 新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり 5,610円 5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 発行価格 7,392円 資本組入額 3,696円 6. 新株予約権の行使期間 平成21年1月9日から平成28年8月29日 7. 新株予約権の行使の条件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引続き、その権利を行使することができる。 (2) 新株予約権の割当を受けた者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 平成21年1月9日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。 ② 平成23年1月9日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。 (3) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の全部または一部につき譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとする。 (4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 	

(2) 【その他】

平成18年12月21日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

①中間配当による配当金の総額 8,130百万円

②1株当たりの金額 64円

③支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成19年2月9日

(注)平成18年11月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、支払いを行います。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第21期）（自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日）平成18年8月30日 関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書

平成18年12月22日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。（従業員へのストック・オプションの付与）

平成18年12月22日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。（取締役へのストック・オプションの付与）

(3) 臨時報告書の訂正報告書

平成18年12月25日 関東財務局長に提出

平成18年12月22日に提出した従業員へのストック・オプションの付与に関する臨時報告書の訂正報告書ではありません。

平成19年1月9日 関東財務局長に提出

平成18年12月22日に提出した取締役へのストック・オプションの付与に関する臨時報告書の訂正報告書ではありません。

(4) 有価証券報告書の訂正報告書

平成19年2月9日 関東財務局長に提出

事業年度（第21期）（自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年 2月24日

日本オラクル株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 二村 隆章 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 太田 恵子 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成17年6月1日から平成18年5月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成17年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年 2月22日

日本オラクル株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 太田 恵子 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石黒 一裕 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成18年6月1日から平成19年5月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（平成18年6月1日から平成18年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成18年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年6月1日から平成18年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。